

# 大分県最低賃金専門部会 議 事 次 第

- 1 開催日時 令和5年7月27日（木）午後1時30分から
  
- 2 開催場所 大分第二ソフィアプラザビル4階会議室  
大分市東春日町17番20号
  
- 3 議 題
  - (1) 委員の任命について
  - (2) 部会長・同代理の選出について
  - (3) 大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程について
  - (4) 今後の審議の進め方について
  - (5) 参考人意見聴取について
  - (6) その他

大分地方最低賃金審議会  
大分県最低賃金専門部会資料  
(令和5年7月27日)

- 資料No. 1 . . . 大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会委員名簿
- 資料No. 2 . . . 大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 3 . . . 令和5年度審議日程
- 資料No. 4 . . . 令和5年度審議日程（地域最賃抜粋）
- 資料No. 5 . . . 大分県最低賃金改正に係る意見書及び参考人意見聴取表

## 大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会

## 委員名簿

任命年月日 令和5年7月21日（50音順）

区分	氏名	現職
公益代表	井田 雅貴	弁護士・社会保険労務士
	田中 朋子	弁護士
	松隈 久昭	大分大学 経済学部教授
労働者代表	稲福 史	UAゼンセン大分県支部次長
	鹿嶋 秀和	連合大分副事務局長
	藤本 雅史	連合大分事務局長
使用者代表	大塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事
	神 昭雄	大分県中小企業団体中央会専務理事
	藤野 久信	大分県経営者協会専務理事



(規程の目的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、大分労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったときには、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第3条 部会長は、専門部会の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

る。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

#### (会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

#### (意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会

に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和3年7月13日から施行する。





## 令和5年度審議日程(確定版)

年月日	曜日	開始時刻	会議名称	議事内容	
7月4日	火	14:00	本審	会長等選出、改正諮問、運営規程	
7月27日	木	13:30	専門部会	部会長選出、運営規程、 参考人意見聴取	
8月1日	火	13:30	本審	目安伝達 特定最賃必要性有無諮問	
8月1日	火	本審終了後	専門部会	金額審議（1回目）	
8月2日	水	10:00	専門部会	（予備）	
8月3日	木	10:00	専門部会	金額審議（2回目）	
8月4日	金	10:00	専門部会	（予備）	
8月7日	月	10:00	専門部会	金額審議（3回目）	
8月7日	月	16:00	本審	答申：10月1日（日）発効	
8月8日	火	10:00 16:00	専門部会 本審	金額審議 答申：10月4日（水）発効	予備日
8月9日	水	10:00 16:00	専門部会 本審	金額審議 答申：10月5日（木）発効	予備日
8月10日	木	10:00 16:00	専門部会 本審	金額審議 答申：10月6日（金）発効	予備日
8月17日	木	13:30	運営小委員会	特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取	
8月23日	水	10:00	本審	異議審議（8月7日結審分）	
8月24日	木	10:00	本審	異議審議（8月8日結審分）	予備日
8月25日	金	10:00	本審	異議審議（8月9日結審分）	予備日
8月28日	月	10:00	本審	異議審議（8月10日結審分）	予備日
9月25日	月	13:30	特定最賃合同会議		
9月28日～ 10月24日			各部会	金額審議	
10月25日	水	13:30	本審	特定最賃答申 12月25日（月）発効	
11月10日	金	10:00	本審	異議審議	
3月5日	火	16:00	本審	意向表明	



## 令和5年度大分地方最低賃金審議会の審議日程

月	日	最低賃金審議会（本審）	運営小委員会等	地域最賃専門部会
7	27（木） 13：30～			部会長、同代理選出 運営規程審議地域最賃参 考人意見聴取
8	1（火） 13:30～	中賃目安伝達 特定最賃改正必要性有無の諮問		
	15：00頃～ 審議会終了後			金額審議（1回目）
	2日（水）			金額審議（予備日）
	3（木） 10:00～			金額審議（2回目）
	4日（金）			金額審議（予備日）
	5日（土）			
	6日（日）			
	7（月） 10:00～			金額審議（3回目）
	16:00～	（仮）地域最賃部会報告（答申）		
	8日（火）	（仮）地域最賃部会報告（答申）		金額審議（予備日）
	9日（水）	（仮）地域最賃部会報告（答申）		金額審議（予備日）
	10日（木）	（仮）地域最賃部会報告（答申）		金額審議（予備日）
	23（水）～28（月） 10:00～	地域最賃異議取扱審議		



大分県最低賃金専門部会  
大分県最低賃金改正に係る意見書及び参考人意見聴取表

令和5年7月27日

	意見書提出団体		参考人意見聴取	
	団体名	団体代表者名	参考人職氏名	聴取時間
使用者側				
労働者側	大分県労働組合総連合 大分市下郡1602-1 097-529-8552	議長 川路 潔		13:50 ～ 14:05
	大分県労働組合総連合女性 部 大分市下郡1602-1 097-529-8552	女性部長 河野美紀	女性部長 河野美紀	
				公示による意見書提出 陳述希望なし
				公示による意見書提出 陳述希望

資料No.5

2023年7月14日

大分地方最低賃金審議会

会長 井田 雅貴 様

大分県労働組合総連合女性部

女性部長 河野 美紀

## 2023年度最低賃金額改定に向けた意見書

女性の貧困克服とジェンダー平等の推進、物価高騰下で人間らしく暮らせる

最低賃金「全国一律制」「1500円以上」の実現を



はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、大分県労連女性部は女性の貧困克服とジェンダー平等の推進、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、今年の最低賃金改正で時間額1000円以上を実現し、早期に「全国一律最低賃金制度」「時間額1500円」の実現に向けた格差の解消を行うことを求めます。最低賃金は低賃金労働者に大きな影響を与えていますが、特に女性の非正規労働者に対して大きな影響を与えています。最低賃金の問題は女性労働者にとって看過できない重大な問題です。

つきましては今年の審議会においては大分県労連からの意見聴取を行っていただきますよう、強く申し入れます。

### 1. 最低賃金の引き上げは、女性労働者にとって切実な要求です。

(1) 県内労働者のパート労働者の分布を見てみると、性別では男性18%、女性48%がパート労働者となっています。労働者全体数からみるとパート労働者の比率は男性パート労働者8%、女性パート労働者が27%、合計で35%となっています。

パート女性労働者は労働者全体の27%、女性労働者全体の48%も占めており、「パート労働者の問題」とは女性労働者の問題とも言えます。

業種	合計	男性	女性
全産業			
全体	153,837	67,069	86,768
パート	53,886	12,402	41,484
(性別 パート比率)		18%	48%

(「2022年最低賃金に関する基礎調査 大分県」より)

業種	合計	男性	女性
全労働者中に占めるパート比率	35%	8%	27%

(2) パート労働者は正規労働者とくらべて低い賃金で働いていますが、その中でもパート女性労働者はさらに低い賃金で働いています。パート女性労働者が賃金の最底辺を占めており、その「時間当平均賃金額」は一般男性労働者と比較すると製造業では67% (平均賃金額905円)、製造業外では64% (平均賃金額989円) となっています。現在の最低賃金の水準に近い賃金で働いている女性労働者がたくさんいることが、明らかです。

製造業 性別

項目	就業形態計			一般			パート		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
月平均賃金額	194,105	225,155	134,511	219,951	238,121	166,554	96,587	112,126	89,175
時間当平均賃金額	1,184	1,301	960	1,256	1,344	998	912	925	905
時間当平均賃金 一般男性を100とした時				100%	74%		69%	67%	

製造業外 性別

項目	就業形態計			一般			パート		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
月平均賃金額	173,346	224,762	139,811	225,555	260,644	190,474	86,878	90,049	85,981
時間当平均賃金額	1,228	1,444	1,086	1,362	1,547	1,178	1,004	1,059	989
時間当平均賃金 一般男性を100とした時				100%	76%		68%	64%	

2. 大分県最低生計費調査の結果とくらべて、低すぎることは明らかです。

生計費結果	大分市在住		
	20・30代単身女性	40・50代単身女性	60代以上単身女性
A消費支出(1~10)	191,848	211,349	142,062
1食費	35,785	36,083	29,191
2住居費	39,000	45,000	39,000
3光熱・水道	7,560	9,412	12,142
4家具・家事用品	5,384	6,053	7,292
5被服・履物	8,896	6,211	9,473
6保健医療	3,574	10,022	6,989
7交通・通信	36,142	44,483	12,648
8教育・仕送り	0	0	0
9教養娯楽	26,635	29,091	10,190
10その他(交際関係)	28,545	24,994	15,137
B非消費支出	53,037	75,286	9,560
C予備費	19,200	21,100	14,200
最低生計費(税抜き) A+C	211,048	232,449	156,262
D同上(税込み) A+B+C	264,085	307,735	165,822
同上(税込み) D×12	3,169,020	3,692,820	1,989,864

(大分県労連 調査「大分県最低生計費試算調査」結果より)

単身女性の最低生計費で時間給を計算すると、20・30代で1760円、40・50代で2051円、60代で1105円となっています(いずれも150時間で計算)。大分県最低賃金とくらべる251円~1197円もの格差があります。単身女性の最低生計費とくらべて低すぎる最低賃金は大幅に引き上げる必要があります。

### 3. 最低賃金引上げは女性労働者にとって切実な要求です

(1) 物価高騰と公共料金は深刻に生活に影響を与えています。

- ①4月の消費者物価は、総合指数で前年当月比3.5%上昇し、生活必需品(基礎的支出項目)では、4.2%も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス3.0%(2023年4月)、13カ月連続で減少となっています(厚生労働省・毎月勤労統計調査)。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以来8年ぶりで、世界的なインフレ、物価高騰のもとで「賃金のあがらない国・ニッポン」の異常さがますます際立っています。
- ②昨年とくらべても小麦1袋50~100円、卵1パック50円、ラーメン(袋ラーメン100円、カップラーメン50円)、カレー粉、パンなど軒並み上がっています。肉、魚も値上がりしており、同じパックでも量をへらして販売するなど、影響がでています。野菜も全体的には若干値上がりしています。また、大分市はガソリン代も高く、全国的にみても高い水準にあり、車をもっている人の生活はますます困窮しています。物価だけでなく電気、ガス、水道などの公共料金ものきなみ上がってきています。
- ③このような中で、家計をやりくりするために、買い物に行く回数を減らす、外食をへらすなどの食費削減の努力を多くの家庭がやっています。

(2) 子育て世代の女性も賃上げは切実です。

- ①子どもの学習費総額合計でも全体的に引きあがっています。文科省の学習費調査の結果より明らかです。

**学校種別・公立私立別学習費総額合計の推移**

	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和3年度
公立幼稚園	662,340	659,363	634,881	682,117	649,088	472,746
私立幼稚園	1,610,918	1,461,564	1,492,823	1,445,385	1,584,777	924,636
公立小学校	1,821,397	1,829,736	1,924,383	1,934,173	1,926,809	2,112,022
私立小学校	8,810,687	8,538,499	9,215,345	9,164,628	9,592,145	9,999,660
公立中学校	1,379,518	1,351,309	1,444,824	1,433,090	1,462,113	1,616,317
私立中学校	3,839,621	3,887,526	4,017,303	3,979,521	4,217,172	4,303,805
公立高等学校(全日制)	1,175,267	1,158,863	1,226,823	1,351,336	1,372,072	1,543,116
私立高等学校(全日制)	2,755,243	2,886,198	2,973,792	3,109,805	2,904,230	3,156,401

※文科省、学習費調査の結果

※保護者が支出した1年間・子供一人当たりの経費  
(学校教育費、学校給食費、学校外活動費)

- ②憲法で基本「無償化」となっている義務教育の場合でも必要経費があり、家計の負担となっています。
- 大分市内の学校給食費も現在は有料であり、小学校は年間46,400円必要であり銀行引き落とし制度になる以前より8800円高くなっています。また中学生は年間48,000円必要です。
- 中学校への入学に際して、制服の冬用(男性 上下1着ずつ、シャツ1着)51,300円、夏用(上2着、下1着)25,400円、体操服(長ズボン・長袖1組、半ズボン・半袖2組)27,390円、上履き・シューズ8,250円、リュクサック・ベルト・靴下14,350円、合計で126,690円が必要です。



○中学校で部活動を行う場合は入部するときに 5000 円かかり、その他部活の内容によっては道具やユニホームなどの支出が必要です。家計が苦しい家庭の子どもの中には、中学校の部活動でも参加することをあきらめてしまうケースが生まれています。

○中学 2 年生になると教科書とは別に進路対策補助教材の購入が紹介され、新研究 5 教科 6,000 円、新研究定着ノート 1,700 円、スタディ 2,050 円 合計 9,750 円が必要となります。

○小学 6 年生の学校徴収金 13,265 円も必要です。また修学旅行も小学校（1 泊 2 日）、中学校（2 泊 3 日）の支出も大きな出費となります。

③子どもの就学を経済的に支援する就学援助の制度がありますが、文部科学省の「就学援助実施状況等調査結果」によると大分県内の小中学校全体の就学援助率は令和元年度 17.19%（14,900 人）となっており、多くの子どもとその家庭が経済的援助の対象となっています。賃金の引き上げは切実であり、低所得者に影響を与える最低賃金の引き上げこそが求められています。

④親は子どもの健やかな発育を願って生活をしていますが、我が子の不登校、非行などの問題と対峙する家庭は大変大きな課題を抱えて生活をしていきます。子どもにとっても様々なことが求められる（成績、行動、友人関係、等）空気感が充満しており、「自分の居場所がない」、「このままでいいのかわからない」と生きづらく感じている子どもも多くいます。このような子どもたちと向き合うためには親や大人がしっかり子どものそばにいて、見守り、支えることで安心感と自己肯定感を高めることが必要です。一番身近な大人である親が、経済的な困窮から家庭で子どもと向き合う時間や心の余裕がとれない状況では、子どもの成長にも支障をきたします。経済的に安定し、親が長時間労働から解放されるためにも最低賃金の大幅引き上げは是非必要です。

（3）介護世代の女性も賃上げは切実です。

①介護の仕事はジェンダー問題もありその多くを女性の役割としている家庭が多くみられます。介護の必要な人が生まれると、経済的負担が大きいのしかかります。施設にはいるようになると、毎月 10 万以上必要だといわれていますし、自宅で介護する場合でもおむつ代をはじめ、介護サービスをうけるために介護度によりますが介護保険をつかっても、身体介護では 1 回 800~1400 円、生活介護では 30 分あたり 402 円かかります。恒常的な支出となりますので、家計としては大変な出費となります。

②「老々介護」による介護疲れから、介護している方がメンタル的に疲弊しパートナーを死亡に至らしめるなど、新聞など日常的に深刻な事件がでていきます。安心して介護と老後を過ごすためにも、当事者が疲弊しないように介護サービスが受けられるようにしなければいけません。

③安心して介護サービスをうけるためにも、一定の賃金は必要です。さらに女性労働者が自宅介護にも従事するためには職場での介護制度（時短制度）が必要であり、そのような制度がなければ職場をやめなければいけなくなります。女性労働者が働き続けるためには、賃金（時給）をあげて介護制度（時短制度）をつくる必要があります。

（4）犯罪や社会問題を解消するためにも、家庭の経済的安定は必要です。

女性労働者の賃金が低いなか、シングルマザーをはじめ女性が生計の中心となっている家庭は増えています。

賃金があがらず、物価などが上がり生活にゆとりがないと、家庭の中も経済的な問題から不和が生じやすくなります。その結果、家庭内暴力をはじめさまざまな犯罪がおこるとの声もあります。家庭内暴力、いじめやストーカー、万引き・窃盗、傷害事件などいま私たちの身の回りで心配なできごとはたくさん生まれています。最低賃金を引き上げ、女性労働者の賃金を引き上げることで、経済的にも安定することができれば、いろいろな問題が解決し安定を計ることが出来ると思います。

(5) 最低賃金の引き上げと、所得控除の限度額を改善することが必要です。

①最低賃金引上げは県内で働く多くのパート女性労働者にとっては、賃金の引き上げをもたらし、大変よいことだと考えます。しかし、女性労働者は夫の扶養として税金などの優遇制度をうけており、年収の壁（103万、130万など）が問題とされています。しかし、今後ジェンダー平等がすすんでいく社会の中で、女性労働者も男性労働者と同等に扱われることが求められていることから、最低賃金の引き上げと女性労働者の賃金引上げは積極的に行うことが必要です。そして年収の壁問題については、政府において課税最低限度の引上げを行うことを求めます。

#### 4. さいごに

女性労働者は低い賃金で働いており、特に女性非正規労働者の大幅賃上げは切実です。女性の貧困克服とジェンダー平等の推進のためには、女性の経済的平等を確保することが必要です。そのためにも最低賃金の大幅引き上げを実現していただくことを求めて意見とします。

以上。